

表1 技術輸出入管理条例に関する改正内容

項目	技術輸出入管理条例	改正内容(国務院令第709号)
第24条	<p>技術輸入契約の譲渡人は、自分が提供した技術の適法な所有者であり、又は譲渡、使用許諾をする権利を有する者であることを保証しなければならない。</p> <p>技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人の技術を使用した結果、第三者に権利侵害で告訴された場合、直ちに譲渡人に通知しなければならない。譲渡人は通知を受けた後、譲受人と協力し、譲受人が受ける不利益を排除しなければならない。</p> <p>技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人が提供した技術を使用した結果、他人の合法的權益を侵害する場合、その責任は譲渡人が負う。</p>	<p>以下の部分を削除。</p> <p>技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人が提供した技術を使用した結果、他人の合法的權益を侵害する場合、その責任は譲渡人が負う。</p>
第27条	<p>技術輸入契約の有効期間内に、改良した技術は改良した側に帰属する。</p>	<p>削除</p>
第29条	<p>技術輸入契約には以下に掲げる制限的条項を含めてはならない。</p> <p>(1) 譲受人に技術輸入に必須ではない付帯条件を求めること。必須ではない技術、原材料、製品、設備又はサービスの購入を含む。</p> <p>(2) 譲受人に特許権の有効期間が満了し又は特許権が無効宣告された技術について許諾使用料の支払い又は関連義務の履行を求めること。</p> <p>(3) 譲受人が譲渡人に提供された技術を改良し、又は改良した技術の使用を制限すること。</p> <p>(4) 譲受人にその他の供給先から譲渡人が提供した技術に似し又は競合する技術の取得を制限すること。</p> <p>(5) 譲受人に原材料、部品、製品又は設備の購入ルート又は供給先を不合理に制限すること。</p> <p>(6) 譲受人に製品の生産高、品種又は販売価格を不合理に制限すること。</p> <p>(7) 譲受人に輸入した技術を駆使し、生産した製品の輸出ルートを不合理に制限すること。</p>	<p>削除</p>
第41条	<p>国務院外経貿主管部門は本条例第40条に規定した書類を受領した日より3労働日以内に、技術輸出契約について登録をし、技術輸出契約登録証を付与しなければならない。</p>	<p>第41条を改正し第39条とし、次のように改正する。</p> <p>国務院外経貿主管部門は本条例第38条に規定した書類を受領した日より3労働日以内に、技術輸出契約について登録をし、技術輸出契約登録証を付与しなければならない。</p>

(出所)技術輸出入管理条例および国務院令第709号

表2 中外合資経営企業法実施条例に関する改正内容

項目	中外合資経営企業法実施条例	改正内容(国務院令第709号)
第43条	<p>合弁企業が締結した技術移転協議書は、審査許可機関に報告し許可を受けなければならない。</p> <p>技術移転協議書は次の規定に合致していなければならない。</p> <p>(一) 技術使用料が公平かつ合理的なものでなければならない。</p> <p>(二) 双方に別途協議がある場合を除き、技術譲渡側は技術譲受側に対しその製品の輸出地域・数量・価格を制限してはならない。</p> <p>(三) 技術移転協議書の期間は一般的に10年を超えない。</p> <p>(四) 技術移転協議書の期間満了後も、技術譲受側は当該技術を引き続き使用する権利を有する。</p> <p>(五) 技術移転協議書を締結した双方は、改善技術を相互交換する条件が対等的なものでなければならない。</p> <p>(六) 技術譲受側は、自ら適切と認める調達先から必要な機械設備、部品と原材料を購入する権利を有する。</p> <p>(七) 中国の法律、法規に禁止される不合理な制限的条項が含まれてはならない。</p>	<p>以下の部分を削除。</p> <p>(三) 技術移転協議書の期間は一般的に10年を超えない。</p> <p>(四) 技術移転協議書の期間満了後も、技術譲受側は当該技術を引き続き使用する権利を有する。</p>

(出所) 中外合資経営企業法実施条例および国務院令第709号